
プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点

項目 第 152 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 152 回金融商品専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金利指標改革に関連するヘッジ会計の取扱い

会計基準を開発する対象となる取引の範囲

2. ヘッジ対象が TIBOR を参照しているという前提において、当初の参照金利は LIBOR であるが、その後短期間でリスク・フリー・レート (RFR) に切り替わる契約をヘッジ手段にする場合と、当初から RFR を参照する契約をヘッジ手段にする場合で、特例的な取扱いの適用に差異を設ける理由はないと思われる。
3. 金利指標の差を補填するために現金の授受を行う場合の取扱いについては、「結論の背景」において、実務が混乱しないよう分かりやすい記載をして頂きたい。

金利指標置換前の論点

4. 予定取引は契約が存在していない取引であるため、その金利指標置換時をどのように定義すればよいのか、現状の記載では不明確である。
5. 金利指標置換前のヘッジ有効性の評価についての文案（実務対応報告の文案第 8 項）において、「事後テストにおける有効性評価の結果」とされているが、特例的な取扱いを適用してヘッジ会計が継続される場合も、事後テストにおける有効性評価の実施は必要か。

金利指標置換後の論点

6. 金利指標置換後の特例的な取扱いの適用対象を、金利指標置換前の特例的な取扱いを適用した金融商品に限定する必要があるのかどうかご検討頂きたい。例えば、現状の文案だと、金利指標置換前において特例的な取扱いを適用することなくヘッジ会計を継続できていた場合に、金利指標置換後の特例的な取扱いを適用できないこととなる。

7. LIBOR を参照しているヘッジ対象及びヘッジ手段について、ヘッジ対象は TIBOR、ヘッジ手段は RFR に置き換えられた場合、TIBOR と RFR を交換するデリバティブを追加して、企業がヘッジ関係を維持しようとしたときに、特例的な取扱いを許容することを検討する余地があるのではないか。
8. 当初から TIBOR を参照していた金融商品と LIBOR から TIBOR に金利指標が置き換えられた金融商品について、TIBOR から RFR に移行するニーズは同じであるにもかかわらず、金利指標置換後の特例的な取扱いの適用可否により、管理上、区別する必要が生じてしまう。
9. 円のターム物 RFR について、2021 年半ば頃までに確定値が公表されるとされているが、市場において当該金利指標を参照する金融商品の取引量が安定する時期は分からない。したがって、後継の金利指標が使用可能となった後も、一定の期間は、TIBOR を参照するヘッジ対象と RFR を参照するヘッジ手段によるヘッジ関係に特例的な取扱いを認めないと、実務的な対応が難しいと思われる。また、IASB が、「独立に識別可能なリスク要素のヘッジに関する例外措置(フェーズ 1)の終了の時期」に関して暫定決定した「24 か月以内」という期間を考慮すると、日本基準上も特例的な取扱いの期間をもう少し長くする余地があるかもしれない。

企業に適用の選択を認めるか否か

10. ヘッジ会計は任意の取扱いであるため、特例的な取扱いも同様に任意とする方向に賛成である。

開示

11. IASB の暫定決定では、金利指標改革がリスク管理戦略を変える結果となった程度等の開示があるが、リスク管理の方法に何等かの変化があった場合における企業の対応は利用者の関心事項の一つであると思われる。また、スプレッド調整について、企業ごとに対応が変わる可能性があることを考慮すると、その対応の違いが企業の財務数値にどの程度の影響を与えるのかについても関心がある。
12. ヘッジ関係ごとに選択適用できるため、「LIBOR を参照している金融商品の取引種類ごとの帳簿価額」について、本実務対応報告を適用しない契約にまで開示を求めるとは過剰ではないか。また、LIBOR の公表停止が見込まれる 2021 年 12 月までに満期を迎える契約まで開示に含める意味はないのではないかと。
13. LIBOR を参照している金融商品の帳簿価額の開示に関して、企業の管理システムによっては金額が把握できず、一つ一つ契約書の確認が必要になる可能性がある。実務的な負担を軽減する観点から、当該帳簿価額については概算での記載を許容する

とともに、年度のみの開示として頂きたい。

14. 実務上の観点や注記の趣旨を鑑みて、ヘッジ会計について取扱っている当該実務対応報告により目的適合性のあるものを開示するために、LIBORを参照する契約のうち、ヘッジ会計が適用されているものの開示対象を限定するのはどうか。
15. IASBが暫定決定した開示の要求事項に含まれるデリバティブの名目金額について、事務局提案では開示対象とされていないが、金利リスクの定量情報として一定の有用性はあるのではないか。

ASAF 対応

16. 欧州は、LIBORの他にEURIBORが存在する点で、IBORとRFRが併存する日本の状況に近いと考えられる。日本が、金利指標置換後の救済措置について意見するにあたり、欧州からも同様の意見が出るか関心がある。
17. 欧州でも、ベース調整の論点が存在しているはずであり、合成ポジションでヘッジすることも議論として挙がっているか関心がある。

その他

18. 新型コロナウイルス感染症の影響で、今後LIBORの公表停止の時期等、何らかの影響する可能性もあるのではないか。

以 上